

各市町村長 様

福島県こども未来局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る全数届出の見直しに伴う

児童関連施設での感染症対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より格別の御理解と御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）施行規則が改正され、発生届の全数届出が9月26日から全国一律で見直されており、県では、令和4年9月22日付け4健第6955号「新型コロナウイルス感染症に係る全数届出の見直しについて（通知）」により、本県の対応についてお知らせしております。

全数届出の見直し後は、クラスターが発生した際に発生届の対象とならない者が一定数生じることにより、従前よりもクラスターの発生把握が困難となることが想定されます。

つきましては、これまでも児童関連施設においては、基本的な感染対策に取り組んでいただいておりますが、改めて、感染対策の再点検と徹底に取り組んでいただくよう管内の保育所や放課後児童クラブ等の管理者等に周知をお願いします。

また、保育所や放課後児童クラブ等で5名以上の陽性者（職員であるか、児童等であるかを問わない）が確認された場合には、引き続き、管轄保健所へ連絡するようお願いいたします（陽性者が5名未満であっても感染対策の相談がある場合などは、管轄保健所へ御連絡ください）。

記

1 家庭での感染対策について（保護者の皆様へ）

(1) ご家庭での感染対策を再点検するとともに、子どもの検温を始め体調を確認し、症状がある場合は、登園等を控え、早めに受診する。

また、同居するご家族が、濃厚接触者と判明した日から数日程度、子どもの登園等を控えるなどを検討する。

(2) 窓を開けるなどして、こまめな（できれば常時）換気をする。

(3) こまめな手洗い、手指消毒を徹底する。

(4) 発症予防・重症化予防の観点から、ワクチン接種が済んでいない方は、速やかな接種を検討する。

(5) 家庭から感染が広がらないよう取り組む。

2 施設での感染対策について（施設管理者等の皆様へ）

- (1) 登園時の検温を含め、施設での子どもや職員の体調管理を徹底し、体調不良時は帰宅させる。
- (2) 窓を開けるなどして、こまめな（できれば常時）換気をする。
- (3) 場面に応じたマスクの着用を適切に判断し、マスクを正しく着用する（不織布マスクを推奨）。
※ マスク着用の考え方については、令和4年5月20日付け厚生労働省事務連絡を参照するとともに、屋外など必要ない場面ではマスクを外させるなど適切に対応する。
- (4) 手洗い、手指や多くの人が触れる部分（机、ドアノブ等）の消毒など基本的な感染防止対策を徹底する。
- (5) 感染リスクの高い場面（3密や混雑、飲食を行う、大声を出す）を避ける等の対策の再点検を行う。

【参考】

- 福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータル
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>



- 子育て支援課ホームページ
「児童関連施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21035b/zidoukanrenshisetsu-corona.html>
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」
（厚生労働省HP、平成30年3月作成、令和3年8月一部改訂）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>
- 「保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（第3版）」
（全国保育園保健師看護師連絡会）
<https://www.hoiku-kango.jp/index.php/2021/07/12/1055-2/>
- 社会福祉法人日本保育協会ホームページ
「保育所における感染症の基礎知識～新型コロナウイルス感染症への対応～」
<https://www.nippo.or.jp/learn/tabid336.html>

（事務担当 子育て支援課 主任主査 加藤、太田 電話 024-521-7174、8205）